

新型インフルエンザ発生時の患者検体検査及び患者発生届の流れ

医療機関より新型インフルエンザ発症を疑わせる患者の通報あり

保健所は、通報医療機関と協議の上、疑似症例の定義に合致するか否かを判断

疑似症例と判断

保健所

1. 医師または保健所の医師は患者発生届を保健所に届ける
2. NESID(疑い症例調査支援システム、以下NESID)に疑似症として登録
3. 都道府県・地方感染症情報センター等を通じてFax等で厚労省および中央感染症情報センターに連絡
4. 病原体検査のために採取された検体を地方衛生研究所に搬入。検査依頼票をNESIDからダウンロードし検体に同封する(*1)。

地方衛生研究所

1. 当該検体を検査
2. NESIDに結果を登録
3. 保健所・都道府県等の本庁に結果を報告し、保健所は、連絡した医師に結果を通知

検査結果により新型インフルエンザ確定

保健所

1. 医師または保健所の医師は患者発生届を保健所に届ける
2. NESID上の疑似症例を確定例として訂正入力
3. Fax等により都道府県等の本庁・地方感染症情報センター、厚労省及び中央感染症情報センターに報告

地方衛生研究所

1. 国立感染症研究所へ検体を送付

国立感染症研究所・インフルエンザウイルス研究センター

1. 検査依頼を受けた検体について検査実施
2. 結果をNESIDに入力し、その旨、当該地方衛生研究所及び中央感染症情報センターへFax等で通知する

*1 複数検体の場合には、検査依頼票と検体が照合可能なようにしておく